卸売市場法第4条第5項各号

- 5 要件に適合すると認めるときは、 農林水産大臣は、 第一項の認定の申請があった場合において、 当該認定をするものとする。 当該申請に係る卸売市場について次に掲げる
- 申請書及び業務規程の内容が、 基本方針に照らし適切であること。
- 二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
- 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。
- 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
- 口 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、 農林水産省令で定めるところにより、
- 卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。 開設者は、 業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。
- 及び検査、 じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、 是正の求めその他の措置をとることができること。 取引参加者に対し、 以下この項におい 指導及び助言、 報告
- 省令で定めるところにより公表されていること。 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、 当該方法が農林水産
- 方法 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、 相対による取引の方法その他の売買取 引の
- 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、 支払方法その他の決済の方法
- とするものであること。 五. 業務規程に定められている遵守事項が、 次の表の上欄に掲げる事項に関し、 同表の下欄に掲げる事項を内容

六 決済の確保		禁止 受託拒否の		条件の公表 一	方法 売買取引の	いの禁止 差別的取扱	原則の一売買取引の
□ 卸売業者は、農林水産省令で定めにより、決済を行うこと。 法として業務規程に定められた方法 田 取引参加者は、前号口に掲げる方	の引受けを拒まないこと。める正当な理由がある場合を除き、そがあった場合には、農林水産省令で定	ける卸売のための販売の委託の申込み鮮食料品等について当該卸売市場にお卸売業者は、その取扱品目に属する生	こと。受に関する条件を含む。)を公表する取引の条件(売買取引に係る金銭の収	ころにより、その取扱品目その他売買卸売業者は、農林水産省令で定めると	卸売をすること。て業務規程に定められた方法により、卸売業者は、前号イに掲げる方法とし	取扱いをしないこと。他の買受人に対して、不当に差別的な卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その	取引を行うこと。取引参加者は、公正かつ効率的に売買

当な理由がある場合を除き、これを務に関する情報として農林水産省令で定める正のが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があった場合には、豊該事業報告書(出荷者が安定に、当該事業報告書(出荷者が安定 るところに これ 古るとともなったとも

t 結果等 売買取引の

即売業者は、農林水産省令で定めるとのでき事項として農林水産省令で定めるべき事項として農林水産省令で定めるべき事項として農林水産省令で定めるが、卸売のを定期的に公表すること。 ころにより、卸売の 即売業者は、農林水

六 あること。 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、 次に掲げる要件に適合するもので

口 1 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。 当該遵守事項が前 一号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するもの

ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。

開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八七 当該卸売市場が、 生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、 卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産

省令で定める要件に適合するものであること。